○真室川町物件購入契約約款

平成19年12月26日

改正　平成24年10月22日

平成25年4月1日

平成26年11月26日

(総則)

第1条　この約款において「甲」とは、真室川町長又はその委任を受けた者を、「乙」とは、売主をいう。

第2条　乙は、物件購入契約書(様式第1号)、単価契約書(様式第2号)又は物件購入請書(様式第3号)に添付した仕様書及び図面又は見本(以下「仕様書等」という。)に基づき、契約物件を甲に納入しなければならない。

2　甲又は乙の都合により、契約物件を分割して納入する必要がある場合は、甲乙協議して定める。

3　契約金額には、こん包に要する経費及び運賃を含むものとする。

4　第1項の規定による見本がある場合は、甲が保管するものとする。

5　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、甲の定めるところによらなければならない。

第3条　乙は、契約保証金を免除された場合を除き、契約の締結のときまでに、契約保証金を甲に納付しなければならない。

2　甲は、乙が契約の履行を完了したときは、契約保証金を乙に返還するものとする。この場合には、利息は付さない。

(権利の譲渡等)

第4条　乙は、契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は承認させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第5条　甲は、約定した規格、数量、納入期限、納入場所その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して契約変更書(様式第4号)により契約を変更することができる。

(予期することができない異常発生の場合の変更)

第6条　甲又は乙は、この契約の締結後納入期限までに、又は契約期間内に契約締結のときに予期することができない異常な理由の発生等により、契約金額又は契約単価が著しく不適当となったときは、契約内容の変更を求めることができる。この場合は甲乙協議して定める。

(危険負担)

第7条　契約物件について、第8条第2項に規定する検査に合格するまでに生じた損害で、甲乙双方の責に帰することのできないものは、すべて乙の負担とする。

(検査及び所有権の移転)

第8条　乙は、契約物件を完納したとき、又は第2条第2項の規定による分割納入をしたときは、物件納入通知書(様式第5号)によりその旨を甲に通知しなければならない。ただし、単価契約に係る物件については、納品書等をもって物件納入通知書に代えることができる。

2　甲は、乙から前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に契約物件の検査を行うものとする。この検査をする場合は、乙又はその代理人が立会わなければならない。

3　契約物件の所有権は、前項の検査に合格したときをもつて、乙から甲に移転するものとする。

4　乙は、第2項の検査に合格しない契約物件について、甲から交換を求められたときは、速やかに、これを引取り、これに代わる物件を納入しなければならない。

5　第2項の検査のため契約物件に生じた変質、変形、消耗、き損等の損失は、乙が負担しなければならない。

(代金の支払)

第9条　乙は、契約物件を完納し、当該物件が前条第2項に規定する検査に合格したときは、契約金額又は単価契約に係る納入物件の代金(以下「契約金額等」という。)を請求するものとする。

2　甲は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額等を支払うものとする。

（部分払い）

第10条　乙は、第2条第2項の規定による分割納入に係る物件が第8条第2項に規定する検査に合格したときは、当該分割納入に係る物件の代金相当額の請求を行なうことができる。

2　甲は、前項の請求を受けたときは、その支払については、第9条第2項の規定を準用する。

(かし担保)

第11条　甲は、第8条第2項に規定する検査に合格した日から起算して1年以内に契約物件についての隠れたかしを発見し、又はそのかしによって損害を受けた場合には、乙に対し補修、代物の納入又は金銭による賠償を請求することができる。

(納入期限の延長)

第12条　甲は、乙がその責に帰する理由により納入期限までに契約物件を納入することができないときは、乙の申請により納入期限を延長することができる。この場合において、原納期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数1日につき契約金額等(既納部分がある場合は、契約金額等から当該既納部分の代金相当額を控除した額)の1000分の1に相当する遅延利息を徴収するものとする。この場合において、甲が第8条第2項に規定する検査に要した日数は、遅延利息の徴収日数には算入しないものとする。

2　乙は、契約物件の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納入期限までに契約物件を納入することができないときは、甲に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲・乙協議して定め、遅延利息は徴収しないものとする。

(契約解除)

第13条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

(1)　乙が納入期限までに契約物件を納入しないとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

(3)　乙が詐欺その他不正の行為をしたとき。

(4)　甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

2　前項第1号から第3号までの規定による契約解除の場合には、契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、乙は甲に対し、解約違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

3　前項の場合において、甲の受けた損害額が当該契約保証金又は解約違約金の額をこえるときは、乙は、その不足額を甲に納付しなければならない。この場合の損害額は、甲乙協議して定める。

4　第1項の規定による契約解除の効果は、第2条第2項の規定による分割納入に係る物件について及ばないものとする。ただし、第2項に規定する契約保証金又は解約違約金については、この限りでない。

5　甲は、第1項第4号の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲乙協議して定める。

(暴力団等排除に係る解除)

第13条の2　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

(1)　役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条において「法律」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2)　法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している　と認められるとき。

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。

2　前項各号の規定による契約解除の場合には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第13条の3　暴力団又は暴力団員からの不当介入を受けたときは、ただちに、所轄の警察署に通報するとともに甲に報告し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第14条　乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に完納することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、契約金額の額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3　甲の責めに帰すべき事由により、第2条の契約金額の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(約款外の事項)

第15条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定める。

附　則(平成25年4月1日)

この約款は、公布の日から施行する。

附　則(平成26年11月26日)

この約款は、公布の日から施行し、平成26年11月1日から適用する。